

国際コンテナ戦略港湾におけるコンテナ貨物需要の創出(創貨)

(特定用途港湾施設整備事業)

○国際コンテナ戦略港湾において、コンテナ貨物需要の創出に資する流通加工機能を備えた物流施設の埠頭近傍への誘致・集積により、ロジスティクス・ハブ機能の強化を図る。

国際コンテナ戦略港湾において、流通加工機能を備えた荷さばき施設(上屋)又は保管施設(倉庫)を整備する民間事業者に対する無利子貸付を行う。

【対象施設】

国際コンテナ戦略港湾(京浜港、阪神港)の埠頭の近傍に立地する物流施設(上屋、倉庫)

【貸付比率】

国 : 港湾管理者 : 民間事業者 = 3 : 3 : 4

<参考>

国際コンテナ戦略港湾以外の港湾における支援制度
(※第3セクターが整備する荷さばき施設(上屋)に対する無利子貸付制度)

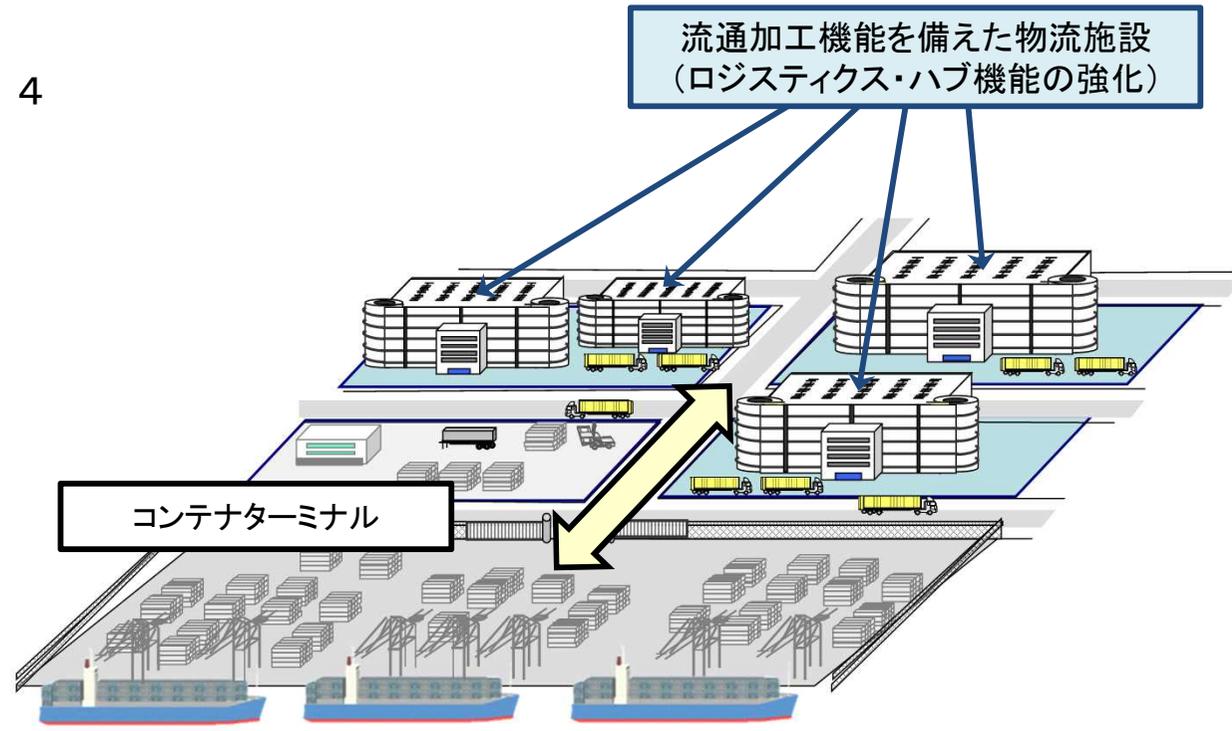
【貸付比率】

○名古屋港、四日市港

国 : 港湾管理者 : 第3セクター = 3 : 3 : 4

○国際海上コンテナ輸送網の拠点となる国際拠点港湾及び重要港湾

国 : 港湾管理者 : 第3セクター = 2 : 2 : 6



【国際コンテナ戦略港湾における創貨のイメージ】